

## 西予市建設工事入札者心得（紙入札用）

西予市の発注する建設工事の入札参加者は、西予市契約規則（平成 25 年西予市規則第 13 号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

### 記

- 1 入札書は、所定の様式のものを使用すること。
- 2 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんのうえ、氏名及び工事名、入札書であることを表記して提出すること。
- 3 書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。)
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始前に、その代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けること。

また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住 所

氏 名

代理人 氏 名

⑨

- 6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - ① 入札執行前であっては、入札辞退届（別記様式）を入札所管課長に持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出して行う。
    - ② 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
  - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
  - (1) 西予市契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
  - (2) 工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該工事に係る設計業務等の受託

者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者のした入札

- (3) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
  - (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
  - (5) 代理権限のない者のした入札
  - (6) 金額を訂正した入札
  - (7) 誤字、脱字等により意見表示が不明りょうである入札
  - (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
  - (9) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
  - 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
  - 10 開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。
  - 11 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
  - 12 入札に付する全工事（委託業務は除く。）については、工事費内訳書を入札時に提出すること。（様式は自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）なお、提出がない場合又は提出した工事費内訳書の内容に不備等が認められた場合は、その入札書は無効とする。
  - 13 入札者中予定価格以内（西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成24年西予市告示第107号）の適用を受ける工事にあつては、予定価格以内かつ最低制限価格以上。）で最低価格（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、西予市低入札価格調査実施要綱（平成21年西予市告示第104号）の適用を受ける工事において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
  - 14 工事の請負契約に係る入札において、西予市契約規則第10条第1項の基準に該当する入札を行った者は、入札所管課長の行う調査に協力しなければならない。
  - 15 入札回数は1回とする。ただし、入札者が1人であるときは入札を中止するものとする。なお、入札不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。

- 16 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 17 落札となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 18 入札者は、入札後、西予市契約規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 19 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 20 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 21 落札者が19に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 22 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、西予市建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領（平成20年西予市告示第53号）によるものとする。
- 23 この心得は、測量等の委託業務にも準用する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この心得は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この心得は、この心得の施行の日以降の入札公告又は入札参加指名通知（以下「入札公告等」という。）を行う入札及び契約について適用し、同日前に入札公告等を行った入札及び契約については、なお従前の例による。

（施行期日）

- この心得は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

この心得は、平成26年11月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、平成27年6月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、令和元年5月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、令和3年6月1日から施行する。

別記様式

(用紙A4)

入 札 辞 退 届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

西予市長 ○○○○様